

(事業の目的)

第1条 株式会社はんどが開設するデイサービスセンター はびりす（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護，及び第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が，要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の通所介護従事者は，要介護者等の心身の特徴を踏まえて，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために，必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護，その他必要な援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては，関係市区町村，地域包括支援センター，近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち，総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し，事業を運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンター はびりす
- 2 所在地 旭川市豊岡4条8丁目1番2号

(職員の職種，員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種，員数及び職務内容は次のとおりとし，各職員の員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （常勤兼務）
管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い，また，当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 2 生活相談員 サービス提供時間数に応じて1名以上配置
生活相談員は，指定通所介護等の利用申込に係る調整，通所介護計画，介護予防通所介護計画又は第1号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また，利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 介護職員 単位ごとに，専従で常時2名以上配置。
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し，必要な日常生活上の介護や健康管理，その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 看護職員 1名以上配置 （他の職務及び他の事業所と兼務することが出来る）
看護職員は単位ごとに利用者の心身の状況等を的確に把握し，必要な日常生活上の介護や健康管理，その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員 1名以上配置 （他の職務及び他の事業所と兼務することが出来る）
機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導，助言を行

う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日（連休の際は、営業する場合あり）、8月15日及び12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時45分から午後5時

3 サービス提供時間 午前9時15分から午後15時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

第1号通所事業も含め25人とする。

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

食事の配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

- 第9条 1 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画等の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録)

- 第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項、第53条第4項又は第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載し保存する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 2 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロあたり10円とする。
- 3 食事の提供に要する費用として、1食につき600円、その他おやつ代として1日につき50円とする。
- 4 おむつ代として、紙パンツ1枚につき100円、尿取りパッド1枚につき20円とする。
- 5 レクリエーション等の原材料費は実費とする。
- 6 食事のキャンセルは、当日の9時までとし、それ以降の連絡分については食事代600円を徴収する。
- 7 第2項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

- 8 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、旭川市、東神楽町一部とする。(東神楽町の一部は、ひじり野地区、3～14号、北1条西、北2条西、北1条東、北2条東、北3条東、南1条西、南1条東、南2条東)
- 但し、指定介護予防通所介護及び第1号通所事業については市内のみ該当とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 1 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者	三浦 義博
防災訓練	年1回	
避難訓練	年1回	
通報訓練	年1回	

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 1 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

- 2 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時までに連絡していただくこと。
- 3 通所介護事業所は、訪問看護事業所、居宅介護事業所と同一施設にあり、一部の廊下、相談室、玄関は共有スペースとすること。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

- 第18条
- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情・ハラスメント等に対し、迅速に対応する。
 - 2 事業所は、前項の苦情・ハラスメントの内容等について記録し保存する。
 - 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
 - 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第20条
- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第21条
- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第22条
- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第23条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社はんだの代表取締役とデイサービスセンターはびりすの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- この変更規程は、平成30年9月7日から施行する。
- この変更規程は、平成31年4月9日から施行する。
- この変更規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この変更規程は、令和2年5月1日から施行する。
- この変更規定は、令和4年12月1日から施行する。
- この変更規定は、令和5年11月1日から施行する。
- この変更規定は、令和6年3月18日から施行する。
- この変更規定は、令和6年4月1日より施行する。
- この変更規定は、令和6年6月10日より施行する。